6　平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による就業促進手当のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ二十五ノ二第一項第一号に該当する者に係るもの（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る。）及び同項第二号に該当する者に係るもの（その職業に就いた日が平成二十二年八月一日以後である者に支給されるものに限る。）に係る同条第三項第一号に規定する厚生労働大臣の定める上限額は、同号の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第五十六条の三第三項第一号に規定する基本手当日額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

7　平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金（平成二十二年八月以後の月分のものに限る。次項において同じ。）及び平成十九年改正法附則第四十二条第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第六項の規定により厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第十七条第四項第一号に定める額（その額が同法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

8　平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金及び平成十九年改正法附則第四十二条第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高齢再就職給付金（平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する厚生労働大臣の定める額は、平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第六項の規定により厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第十七条第四項第一号に定める額（その額が同法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

9　平成十九年改正法附則第四十二条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による育児休業基本給付金（休業開始応当日（同条第三項に規定する休業開始応当日をいう。以下この項において同じ。）が平成二十二年八月一日以後である支給単位期間に係るものに限る。）及び平成十九年改正法附則第四十二条第七項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十七条第一項の規定による育児休業者職場復帰給付金（休業開始応当日が平成二十二年八月一日以後である支給単位期間（当該育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに限る。）に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第四項の下限額及び上限額は、同条第五項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が、下限額にあっては雇用保険法第十七条第四項第一号に定める額との均衡を、上限額にあっては同項第二号に定める額との均衡を、それぞれ考慮した額となるように定めるものとする。

10　平成十九年改正法附則第四十二条第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十八条第一項の規定による介護休業給付金（休業開始応当日（同条第三項に規定する休業開始応当日をいう。）が平成二十二年八月一日以後である支給単位期間に係るものに限る。）に係る同条第四項の下限額及び上限額は、同条第五項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が、下限額にあっては雇用保険法第十七条第四項第一号に定める額との均衡を、上限額にあっては同項第二号に定める額との均衡を、それぞれ考慮した額となるように定めるものとする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第二条**　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項第三欄中「船員保険法施行令別表」を「船員保険法施行令別表下欄ニ」に改め、同項第四欄中「平成二十一年八月」を「平成二十二年八月」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「船員保険法施行令別表第三」を「厚生労働省令ヲ以テ」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

# 府　令

## ○内閣府令第三十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

**第一条**　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

**第二条**　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

**第三条**　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三十八号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

**附　則**

1　この府令は、平成二十二年八月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十二年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　菅　**直**人